

苫小牧市ワーケーション拠点構築事業委託業者

選定基準及び評価方法

1 選定基準

本プロポーザルにおける提案に係る採点は、以下の項目について行う。

- (1) ワーケーション相談窓口設置に関すること
必要な人員と体制で実施すること。
 - ・サポート体制（人員、時間、連絡体制等）
 - ・窓口の周知方法等

- (2) 市内事業所との交流に向けた体制整備に関すること
苫小牧を訪れた方が希望する市内事業所等との意見交換や交流を実施するための体制作りを行うこと。
 - ・提案内容（例：地元企業とのビジネスマッチングなど）
 - ・マッチング方法
 - ・効果（本事業を通じた地域課題の解決、経済効果など）
 - ・翌年度以降の体制

- (3) ワーケーション体験ツアーに関すること
モデルケースを構築するために、有益なデータが収集できるよう、効果的な方法を検討し、実施すること。
 - ・件数（体験ツアーの数）
 - ・形態（どのようなケースの体験ツアーが行われるか。）
 - ※ 地域の特徴を取り入れた企画であること。
 - ・業種（参加者の業種、フリーランスなど）
 - ・期間（体験ツアーが行われる期間、参加者の総滞在日数など）
 - ・参加者（参加者の性別、年齢構成、総人数など）
 - ・移動方法（参加者のアルテンへの往復、滞在中の移動方法）
 - ・サポート体制（参加者が滞在している期間のサポートについて）
 - ・募集の周知方法

- (4) セールスプロモーションに関すること
本市がワーケーションの地として選ばれるために、効果的なセールスプロモーションを実施すること。
 - ・実施方法・期間
 - ・期待できる効果

- (5) 調査・報告に関すること
本事業を通じて得た様々なデータを分析し、事業期間終了後に向けた提案をすること。
 - ・調査内容（実施方法、参加者アンケートの項目、データの種別など）
 - ・報告内容（モデルケースの構築、ワーケーション拠点に向けた課題の抽出など）
 - ・提案（本市における今後の事業展開、次年度以降について）

(6) その他

本事業の関連企画や内容を充実するアイデア及び苫小牧ならではの提案があれば評価をする。

2 評価方法

一次評価及び二次評価を実施する。

なお、提案者が3者以下の場合は二次評価のみ実施する。

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は、本書「1 選定基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価の結果に基づき、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- | | | |
|--------|--|-----------------|
| ア 実施日時 | 令和5年5月25日（木） | 開始時間は提案者に別途通知する |
| イ 実施場所 | 苫小牧市旭町4丁目5番6号 | 苫小牧市役所 |
| ウ 実施方法 | 対面またはオンラインでのテレビ会議等による。なお、詳細な設定については、提案書提出後に事務局と十分な協議を行うこと。 | |
| エ 時間 | 参加者は、プレゼンテーション開始5分前までに準備を完了すること。
プレゼンテーションの制限時間は、30分以内とし、終了5分前及び1分前に事務局がベルで合図する。説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を30分程度行う。 | |
| オ 機材 | ヒアリング会場における設備は、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーを事務局で準備する。その他に必要な設備は参加者により準備すること。オンラインによる場合の提案者側の通信方法については、提案者の責任の範囲とする。 | |
| カ その他 | 説明資料は申請書の提案内容に沿ったものに限り認める。
また、参加者から選定委員に対する質問は認めない。 | |

3 評価基準

(1) 判定

各評価項目の評価点数は、「優れている内容から順に10点、8点、5点、3点、1点」の5段階で判定とする。

なお、上記選定基準のうち項目1(2)及び(3)については重要項目であるため、評価点数を2倍とし、合計80点満点とする。

(2) 優先交渉権者の選定

各評価項目の合計点数が6割を超えた事業者の中から最高得点者を優先交渉権者とする。（提案に対する結果は後日通知）

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

同店の場合は、くじ引きで優先交渉権者を決定する。